

京田辺市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための令和7年度方針

1 目的

障害者施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、京田辺市において、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、京田辺市の全ての機関が障害者就労施設等に発注する物品の調達とする。

3 障害者就労施設等の範囲

本方針の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- ア 障害者支援施設
- イ 地域活動支援センター
- ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- エ 物品等の調達をあっせんし、又は障害者就労施設等と府との間の物品等の調達を仲介する等の業務を行う共同受注窓口である特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター（以下「ほっとはあとセンター」という。）
- オ 障がい者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- カ 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- キ 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- ク 自宅等において物品の調達、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障害者）
- ケ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4 調達を推進する物品及び役務

調達を推進する物品等は、次のとおりとするが、記載のない物品等の調達も検討し、できる限り幅広い分野から調達するよう努める。

(1) 物品

- ア 食品類（弁当、菓子、パン等）
- イ 日用品・雑貨類（被服、工芸品、手芸品等）
- ウ 農作物類（野菜、花、米、茶等）
- エ 印刷物類（報告書、広報誌、リーフレット、ポスター、ちらし、名刺、点字出版物 等）
- オ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 軽作業（袋詰め、封入等）
- イ 清掃
- ウ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 令和7度の調達目標

令和6年度の実績額	1, 270, 644円
令和7年度の目標額	1, 461, 241円（前年比15%増）

6 調達推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達の推進に必要な情報の提供

健康福祉部障がい福祉課は、京田辺市内及び京都府内の障害者就労施設等が提供可能な物品等の内容等、その調達の推進のために必要な情報を市のすべての機関に提供する。

(2) 京田辺市内障害者就労施設等の供給能力の向上

京田辺市内の障害者就労施設等が供給する物品等について、質の向上及び供給の円滑化のため、「京田辺市障害者施設製品販売ネットワーク協議会ゆう」の行う取組の支援に努める。

(3) 障害者就労施設等の受注機会増大のための措置

障害者就労施設等から物品等を調達しようとする機関は、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、次の観点についても配慮することとする。

- ア 物品等の調達の必要性が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。
- イ 物品等の調達に際しては、障害者就労施設等からの調達が可能となるよう、履行期間及び発注量を考慮するように努めるとともに、調達する物品等の性能、規格等必要な事項について、障害者就労施設等に対する十分な説明に努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を市ホームページ等により公表する。

8 その他

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。
- (2) 当該調達方針の担当窓口は、健康福祉部障がい福祉課とする。